

茨木市再生資源集団回収報奨金制度の手引き（令和8年度版）

ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、自主的に再生資源集団回収を行う地域住民団体等に対し、報奨金を支給しています。

1 制度概要

【対象団体】

次の要件をいずれも満たす団体に限ります。

- (1) 市内の自治会、こども会、婦人会、老人会等地域の住民で構成する営利を目的としない団体又は社会福祉法人であって、再生資源集団回収実施団体として登録している。
- (2) 定期的に再生資源の回収を行い、自ら再生資源回収業者へ売却処分している。
- (3) 再生資源の年間回収回数が6回以上であり、かつ、年間回収量が1トン以上である。

【団体登録申請方法】

報奨金の支給を受けるにあたっては、事前に団体登録申請が必要です。電子申請か、団体登録申請書を環境政策課（市役所本館8階）に提出してください（窓口または郵送）。一斉申請受付期間は6月30日（火）までとします。（その後も報奨金の受付期日まで随時受付します。）

※申請書類について、窓口でコピーは取りかねますので、お控えが必要な場合は、事前にコピーを取ってからご提出ください。

※登録後に、団体の名称や代表者に変更が生じた場合には、様式第3号「団体登録変更届出書」を提出してください。

【報奨金支給金額及び支給方法】

報奨金支給基本額20,000円に回収実績1トンにつき1,500円を加えた額となります。（上限額：75,000円）ただし、回収量に1トン未満の端数が出る場合は切り捨てます。報奨金支給額決定後、団体名義の金融機関の口座へ振り込みます。

2 事務の流れ

- | | |
|------|---|
| 4～6月 | 【各団体】市に <u>団体登録申請書</u> を提出 |
| 6～7月 | 【市】登録申請のあった団体を登録後、団体登録通知書を郵送 |
| | ↓ |
| 12月 | 【市】登録申請のあった団体に報奨金申請書を郵送 |
| | ↓ |
| 1月 | 【各団体】 <u>報奨金申請書</u> と業者の <u>引取伝票（原本）</u> を提出 |
| | ↓ |
| 2月 | 【市】①申請書と引取伝票を審査し、報奨金を決定
②各団体に報奨金通知書を郵送
③各団体名義の金融機関口座に報奨金を振込 |

【団体登録申請書における記入上の注意事項】

次ページに記入例を添付していますので参考にしてください。

- ① 「所在地」は市から通知を郵送する場合等に使用します。
- ② 「団体名」は正式名称を記入してください。記入された「団体名」は登録され、1年間を通して、申請書類・引取伝票・口座名義の団体名と同一であることが必要になります。
- ③ 市から連絡する場合がありますので、電話番号は必ず記入してください。
- ④ 「役職名」は「会長」「理事長」等団体の代表者の役職名を記入してください。
- ⑤ 「代表者氏名」には、ふりがなも記入してください。
- ⑥ 回収実施地域は「〇〇〇町全域」「〇〇丁目〇〇番から〇〇番まで」などと記入してください。
- ⑦ 年間回収予定回数は今年1年間の予定回数を記入してください。
- ⑧ 回収予定日、時間は各集団回収団体の実施状況を把握し、市民への情報提供に活用させていただきますので記入をお願いします。（例）毎月第1土曜に決まっている場合は（曜日）毎月第1・土曜日と記入してください。
- ⑨ 予定回収業者名は年度途中に変わっても届出は必要ありません。ただし、引取伝票に記載される団体名は登録された団体名であることが必要です。

（ご注意）

- ・間違いは2本線で消し、正しい内容を記入してください。
- ・「フリクションなどの消せるボールペン」、修正液、修正テープは使わないでください。

※集団回収に取り組まれる場合は、以下の点にご注意ください。

- ・地域の集団回収実施日が市の資源物収集日と重ならないようにしてください。
- ・やむを得ず同日にする場合は、集団回収の置き場所を市の資源物収集場所と別にするか、同じの場合は必ず市の資源物収集と区別できるようにしてください。
(集団回収と市の収集の区分が出来ていないと判断した場合は、団体登録及び報奨金申請をお断りする場合があります。)

※登録団体の「団体名」「回収地域」「回収品目」「回収実績」等は集団回収活動を推進するため、市のホームページで公開させていただく予定です。

問合せ先

茨木市くらし産業環境部環境政策課（茨木市役所本館8階）
※本館8階へは本館北側エレベーターをご利用ください。
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
電話番号：072-620-1644（直通）